

新旧 対照表	計画書	章	節	改訂箇所・内容	改訂理由
P 1	1-1	1	1	滝川市滞在者の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P 1	1-2	1	2	「6 大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進。」旨の追加。 「7 災害対応業務のデジタル化の促進。」旨の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加 北海道地域防災計画の修正により追加
P1～2	1-7	1	5	7 指定公共機関 「東日本電信電話株式会社 北海道事業部」の移動。	道の記載に合わせ、第 1 章第 5 節「9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者」より移動
P2	1-10	1	6	1 市民の責務 「情報リテラシーの向上」 「真偽の不確かな情報の拡散防止」の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P2～3	1-12	1	7	2 気象 「年平均気温の上昇」旨の追加。 「年間降水量」の変更。 3 災害の概要 過去の災害の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加 気象庁発表の最新値に変更。 過去の災害の追加。
P4	2-6	2	2	別表第 1 災害対策本部組織変更。	組織変更に伴う変更
P5	3-1	3	1	1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準 （1）注意報発表基準 大雨 土壌雨量指数基準の変更 洪水 流域雨量指数基準ラウネ川流域の変更。 （2）警報発表基準 大雨 土砂災害 土壌雨量指数基準の変更。	気象庁発表基準変更に伴う変更
P6	3-3			2 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の伝達系統並びに方法 伝達責任者の変更。	組織変更に伴う変更
P7	3-4			別図 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図 一部変更。	北海道地域防災計画の修正により変更

新旧 対照表	計画書	章	節	改訂箇所・内容	改訂理由
P8～9	3-9～ -10	3	3	2 要配慮者利用施設への情報伝達 (1) 要配慮者利用施設 施設名称及び住所の修正、変更、廃止、追加。	施設名称及び住所の修正、変更、廃止、追加
P9	3-17			別表3 被害状況判定基準 ①人的被害～死者 基準変更。	北海道地域防災計画の修正により変更
P10	4-1	4	1	男女共同参画を記載。	北海道地域防災計画の修正により追加
P10	4-53 4-57	4	7	2 市の対策 (4) 避難支援等関係者への事前の名簿の提供。 「イ 北海道警察札幌方面滝川警察署」→「イ 北海道札幌方面滝川警察署」へ修正。 4 外国人に対する対策 (1)「支援物資の入手方法や広域避難の案内等、」追加。 (2)「及びピクトグラム化」追加。	文言整理 北海道地域防災計画の修正により追加
P10～11	4-59	4	8	4 自主防災組織の活動 「(ウ) 避難所開設・運営訓練 指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。」の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P11	4-60～ -61			「6. 滝川市防災サポーター」、 「(1) 目的」、「(2) 支援・育成」の追加。	滝川市防災サポーターの追
P12	5-5	5	2	1 平常勤務時の伝達系統及び方法 「統括班長」→「各部長」へ変更。 (図の変更含む)	指揮命令系統の整理
P12	5-7	5	3	1 道及び他市町村等に対する要請 「統括班長」→「各班長から各部長、各部長から統括部長」へ変更。	指揮命令系統の整理
P12	5-12	5	5	1 避難計画 (3) 緊急安全確保及び避難指示又は高齢者等避難情報の伝達方法 (キ) 注意事項 a「限られたものだけにする。(食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品等)」→「避難生活で必要な最低限のものを持参する。ただし、避難行動に支障のない範囲とする。」へ変更。 b 服装は必要に応じ、帽子、「頭巾」→「ヘルメット」へ変更。	文言整理

新旧 対照表	計画書	章	節	改訂箇所・内容	改訂理由
P13	5-15			(6) 避難所の機能別分類（「避難所一覧表」） 農村環境改善センター 「地域避難所」→「基幹避難所」へ修正。	誤記修正
P14	5-16			(7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。） 滝川ふれ愛の里施設管理者「指定管理者」→「滝川市」に変更。 「丸加高原健康の郷（広場等）」の削除	管理者の変更 休館による削除
	5-19			(8) 水害時における避難所開設の考え方 ア 自主避難所の開設 「滝川第三小学校」を追加「3か所」→「4か所」へ修正。	施設追加 文言整理
	5-20			(10) 福祉避難所 イ 福祉避難所における避難所の開設と運営 (カ) 「個人支援プラン」→「個別避難計画」へ変更。 (12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理 「オ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。」の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P15	5-24	5	6	3 食料供給の方法 炊き出し施設 別表（3の(2)関係 「江部乙小学校共同調理場」の削除。	閉鎖に伴い削除
P15	5-29	5	8	2 給水方法 (1) 水道施設に被害のない場合 「消防タンク車」→「給水車」へ変更。 (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合 「消防タンク車」→「給水車」へ変更。 (3) 上水道施設全部が被災した場合 「消防タンク車」→「給水車」へ変更。	中空知水道企業団給水車の導入による変更 北海道地域防災計画の修正により追加

新旧 対照表	計画書	章	節	改訂箇所・内容	改訂理由
				4 応援の要請 「災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し」の追加。	
P15～16	5-41	5	11	「なお、災害廃棄物の処理については、「滝川市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。」の追加。 「1 実施責任者 (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。」の追加。	「滝川市災害廃棄物処理計画」策定に伴う追加
P16	5-45	5	13	「なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。」の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P16	5-47	5	14	「施設部」→「統括部」へ変更 「輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続きを発災前に行うことができる旨の周知等行う。」の追加。	誤記修正 北海道地域防災計画の修正により追加
P16～17	5-57	5	18	2 実施の方法 (2) 応急仮設住宅 「ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。 (ア) 建設型応急住宅 プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置 (イ) 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅等の提供」の追加。 「ウ 建設型応急住宅の建設 原則として建設型応急住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。」の削除。 エ 「建設」戸数→「設置」戸数へ変更。 「道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。」→「市長は知事に設置戸数を要請する。」に変更。 「オ 規模及び構造、存続期間」→「建設型応急住宅の建設地、構造等」に変更。 「(ア) 建設場所については、原	北海道地域防災計画の修正により追加 北海道地域防災計画の修正により削除 北海道地域防災計画の修正により変更 北海道地域防災計画の修正により追加

新旧 対照表	計画書	章	節	改訂箇所・内容	改訂理由
P17				則として、市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。」を追加。 ウ 修理の範囲と費用 (ウ) 費用 「費用は、」の削除。	北海道地域防災計画の修正により削除
P17	5-67	5	21	「また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。」の追加。	北海道地域防災計画の修正により追加
P17	5-71	5	22	2 派遣活動 (9)「炊飯及び給水」→「給食、給水及び入浴支援」に変更。	北海道地域防災計画の修正により変更
P18 P18～19	8-2	8		「5 罹災証明書の交付」の項目追加。 「6 消防機関」の項目追加。 「7 被災者台帳の作成」の項目追加。 「8 台帳情報の利用及び提供」の項目追加。	記載漏れによる追加